

委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第10回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和5年1月13日(金) 14:00~15:25
3 開催場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中14名)	(会場参加) 赤嶺博之委員、池田博委員、伊良波宏紀委員、上原亀一委員、 大嶺嘉昭委員、八前隆一委員、山内得信委員、新立弘子委員 (Web参加) 大城和夫委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員 天方徹委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	赤嶺博之委員、藤田喜久委員
6 議事内容	
(1) 第1号議案	令和5年度漁業権免許に係る県知事からの諮問及び公聴会の開催について (P1~P15)
【要旨】	一部水域に係る共同漁業権の取扱いについて、調整が必要になったことから、諮問が不可能となったため、本議題は取り下げとなった。
【特記事項】	特になし。
(2) 第2号議案	浮魚礁の承認申請について (P16~P25)
【要旨】	新規の承認申請が1基(沖縄市漁協3基)あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【山内委員】過去に流失したものが、新規になるのか。 【事務局】再設置だが、新規の手續に準じるため新規扱いとした。 【山内委員】過去の位置は確認できるか。大きく位置がずれていることはないか。 【池田委員】流失した後、元の場所から若干ずれている。近くに他の漁協のパヤオが設置されているので、協議した結果、他の漁協のパヤオから3マイル以上離す必要があるためだ。流失した場所からはそれほど遠くは離れていない。
(3) 第3号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P26~P39)
【要旨】	試験研究目的で1件(NPO Chura-mura)、漁業目的で1件の申請あり。原案のとおり承認された。
【特記事項】	【八前委員】採捕期間が令和5年1月13日から5月31日だが、八重山の承認期間は1年間になるのか。 【事務局】承認期間は、本日承認されれば、1月13日から。今期の漁期は今年の5月31日までなので、その期間の承認を予定している。

	<p>【八前委員】試験研究については1年間、漁業者については5月31日までということによいか。</p> <p>【事務局】その通り。</p>
(4)第4号議案	スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の廃止と制定について (P40～P51)
【要旨】	<p>スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示3第3号(有効期間:令和3年4月1日～令和6年3月31日)について、令和4年に改正(委員会指示4第1)したが、対象種の資源の保護培養及び当該指示の実効性向上のため、対象水域を海区全体に拡大すべく関係漁業団体に意見照会を行ったところ、全ての団体から委員会指示の適用について同意が得られた。また一般も適用対象となり、制限サイズ違反の個体については、採捕のみならず所持・販売も違反となることから、パブリックコメントも実施したところ、意見等はなかった。これに基づき、現行の委員会指示3第3号を廃止し、新たな委員会指示案の内容と発動する提案を行った。原案どおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【池田委員】全県的にこの資源管理ができる。これは長い間、海区調整委員会の願いだった。今回、同意が得られたとことで、今後の資源管理が有効になると期待している。</p> <p>1点確認したいが、「ただし、試験研究機関、教育機関等が試験研究又は教育実習のために採捕する場合は、この限りではない」とは、事前に当委員会の承認を得る必要があると思うが、いかがか。</p> <p>【事務局】漁業調整規則に倣って記載している。すぐに説明できないので、後から説明したい。</p> <p>【当真委員】県全体で、アカジン、マクブの保護培養に努力するのは、いいことだと思うが、どの辺まで資源が回復すれば委員会指示の規制緩和を考えるのか。</p> <p>【事務局】水産海洋技術センターでの資源評価の結果、資源状態に問題がなくなった状態が、一つの目安と考える。</p> <p>【当真委員】その状態は、今、事務局では答えられないということか。研究センターでは、資源状況の状態を把握しているということか。</p> <p>【事務局】資源管理をして、資源が増えた後、その制限を緩和するか、現時点で研究機関もどこまで考えているかは確認が必要と思う。</p> <p>【当真委員】制限するのは、いいことだが、目標がないと制限を変えても厳しい。みんなで努力すれば規制緩和もありえるので、頑張りましょうという指導をすれば、頑張ろうと思う。それを示してほしい。</p> <p>【事務局】捕るなばかりでは漁業もつまらない。制限をして大きな魚がたくさん捕れるような状況になったときに、資源量に対して漁業の</p>

	<p>在り方について、改めて考えていく必要はあると思う。</p> <p>【赤嶺委員】研究で確実に産卵できる体長がはっきりした後に考えてもよいかと思う。</p> <p>【事務局】産卵できない未成熟魚を捕るのは、後々の資源によくないという考え方が基本の資源管理における制限になっているので、たくさん資源が増えたから、卵を産めない未成熟魚を捕ってもよいとする制限の緩め方というのは、考えにくい。</p> <p>【新立委員】もりで小さいアカジンやマクブを捕っている遊漁者を見つけて、漁業者が海上保安庁に通報したら、一般の人は委員会指示の対象外で、漁業者は委員会指示の対象になっているとの説明があった。これは納得がいかないなので、県水産課に、漁業者を制限するなら、一般の方たちも制限を考える必要があるのではないかと電話で話したと聞いている。</p> <p>【事務局】現行の委員会指示は、漁業者を対象としている。基本的に海区漁業調整委員会指示は漁業者の皆さんで守れるルールという考え方になっている。今日審議する委員会指示で、一般も対象とする改正になるので、今後は先ほどのような事案はなくなると思う。</p> <p>一般を対象にするので、記者会見で委員会指示の内容を周知するが、同時並行で捜査関係との調整も行って、両者ですり合わせをしたい。</p> <p>【新立委員】さっきの事例は、一般の人は採捕出来ることに納得がいかないなので、海上保安庁を呼んだ。その時の海上保安官から、一般の人たちは捕っていいとの説明を聞いて、堂々と次から捕れると理解したようだった。今から規制に入るとのことだが、漁業者と同じ立場に持っていったらどうかと思う。</p> <p>【上原議長】今回の改正案は、そうしたことを改善する提案になっているので、ご理解いただきたい。</p>
(5)第5号議案	知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について (P52～P61)
【要旨】	<p>知事許可漁業で、許可数を管理している潜水器漁業・さんご漁業(深海サンゴとソフトコーラル)についての公示案の諮問があった。</p> <p>公示案が決定すれば、ホームページで公示し、約1か月間申請を受け付け、審査後に許可処分を行う。特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【赤嶺委員】潜水器漁業は、120名を許可するのかどうかを協議してほしいということか。これは何を協議するのか。</p> <p>【事務局】法に基づく手続だが、許可満了者と新規許可申請者の要望数を取りまとめて、ホームページ上で新規の許可数を募集する。申請に当たっては、その公示に基づいて許可をするので、今回、要望があ</p>

	<p>った人数を取りまとめて諮問している。</p> <p>【赤嶺委員】許可数がオーバーしているわけではないのか。</p> <p>【事務局】漁業権ごとに定数を定めていないが、要望数に応じて、公示する手続を取っているので、数がオーバーするということはない。将来的に資源管理のデータも蓄積されたら、操業区域ごとに許可数の上限が必要で、それ以上の許可はできなくなると考えるが、今はその段階にない。</p> <p>【赤嶺委員】潜水器漁業は、漁業者は許可がないと仕事ができない。今回、協議するにしても重大な過失とか、罰則がない限りは、地区から出てくる申請をそのまま認めてもいいのではないのか。</p> <p>【事務局】公示数の範囲内で、適格性に問題がなければ、基本的に許可する。要望を上げて、申請すれば、今のところは全員を許可する。</p>
(6)協議事項 1	浮魚礁の要望調査について (P62～P65)
【要旨】	<p>浮魚礁の敷設承認基数は、令和元年度に改正された沖縄海区漁業調整委員会指示により、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とするため市町村及び漁協の浮魚礁敷設承認数は150基となり、流失などにより設置されていない流失枠を含めて、承認可能な上限数に達している。新規で設置を要望する声がある一方で、流失後、長期にわたって設置が行われていない箇所も散見されることから、今後の承認枠を検討するに当たって、現状と今後の動向を把握するためのアンケート調査の実施について提案したところ、特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。</p>
【特記事項】	<p>【八前委員】アンケートの実施に問題ないが、今1月中旬で、2月頭までに回答というスケジュールは厳しい。浮魚礁の予算の措置がなくても設置の要望が出てくる可能性が多いと思う。次年度に反映させるために急いでアンケートをする必要があるのかどうか。流失枠をどうするのかを聞いてもいいが、新規要望数は相当数になると思うがどうか。</p> <p>【事務局】現状では、全体的なものが事務局も把握できていない。まずはどの程度要望があるかというのを知りたい。予算措置されていれば、具体的な計画があると思われるので、考慮する必要がある。</p> <p>逆に、これから予算を考える段階であれば、要望はあっても具体的な計画には遠いと思う。</p> <p>【八前委員】流失枠を持っている単協は手放したくないと思う。なぜなら、これ以上、設置基数が増えない中で、要望を取ったら設置要望</p>

数は増えることになる。流失枠を持っているところに、今後の対応を確認するのが先かと思うが、どうか。

【事務局】今までも各ブロックの中での調整をお願いしていたが、なかなか調整がつかないため、時折ブロックをまたいで事務局が調整に入ることはある。そのため、全体の状況、県内全域としてどういう状況にあるかを把握したい。長年、再度の敷設が行われていないところは、このままでいいのかは、検討の必要があると考えている。

【伊良波委員】流失枠が2基あり、新たに入れたいが予算がない。その分を西側に入れたいが、今、経費が高騰して、予算が厳しい。今、調整をして、何年後かに設置するでは通らないと思う。

【山内委員】150基を限度としてきたのは何年ぐらい続いているのか。

【事務局】平成31年（令和元）年度の委員会指示からで、3年になる。

【山内委員】3年続けているが、新規での設置要望はあると思う。予算が取れば、アンケートに対して、設置の要望を回答するだろう。

近年沖縄の漁業は漁船漁業、特にソデイカ船がかなり増えている。その漁業との関係性、漁船の数、特に表層浮魚礁は航行の障害になるので、増やしたいのか、減らしたいのかというアンケートだけでは、全体的なバランスに欠ける。沖縄全体の漁業との関係性も含めたアンケートにしたほうがいい。

加えて、どこで魚が集まるのか、隣のパヤオとの距離間隔などについて、科学的なデータというのが欲しい。

そのような根拠があって、新規で増やせるという判断の材料が出来ると思うが、単純にアンケートの結果だけで増やせるという期待を持たせるようなやり方というのは、どうかと思う。

【事務局】150基の敷設承認枠の限度について、ご理解いただいていると思うが、その状況の中で、承認枠の移動が全くできない状況がいいのかを検討していただいてもいいのかと思う。150基の上限が動かさない以上、承認枠の中でしか調整できないので、現状をまず把握する必要があると考えているので、意向を確認したい。少なくともこのアンケートの結果ですぐに承認枠は増えるわけではないと念を押してアンケートを実施する予定だ。

【山内委員】はえ縄漁業を営んでいる泊漁港の多くの漁業者は、回遊魚を追いかけて操業する。はえ縄は漁場を多く使う漁法で、あちこちに浮魚礁が設置されると、漁場が狭められる危機感が潜在的にある。

150基の承認枠は、受け入れているので、それを増やすという考えな

らば、もう少し説得力のある設置の仕方を求めたい。データの蓄積とその分析結果から、もう1基増やすにあたって、海底の地形とか、潮流などを調査した上で説得するべきだと思う。

【事務局】設置については、所属するブロックの中で調整するもので、少なくとも150基の枠の中でどこまで調整可能なのかを把握するのが目的で、承認枠が増える前提ではない。その枠の中で調整が必要だからこそ、状況を把握したいと考えていることをご理解いただきたい。

【山内委員】150基がベースだというのは理解できる。単純に、アンケートを取ると、承認枠を増やせるとの期待感が大きく膨らむ。できる限り増やさないでほしいと思っている。

【池田委員】以前は180基の枠だったが、これは宮崎との話合いで、沖縄県はもうパヤオの数を増やしてくれるなという要望があって、3年ぐらい前に承認枠の上限を150基にした経緯がある。今回の議案は、毎年行っている調査なので、まずは調査をして、その結論を出すのが今回の提案だと思う。調査した上で、もし要望数が150基未満であれば、それは海区調整員会の予備の基数として置くこともできる。それ以上は増やせないのは、ほとんどの漁協で把握していると思うので、事務局から提案されたアンケート調査を早めに進めて欲しい。

どうしても調整が利かなければ、ブロック内で、ブロック協議会の中で協議する手順をしないと、4月からの再承認手続きに間に合わない気がする。

【上原議長】案のとおり、アンケートの実施については、実施する方向でご承認いただきたい。